

おくやみ手続きハンドブック

大東市

おくやみ手続きナビ利用案内

スマートフォンやパソコンで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認できます。ぜひご利用ください。



ご遺族の方へ

チェックリスト

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

大東市では、ご遺族の皆様が届出等をしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

大東市役所 072-872-2181

各種手続き

事前準備について

大東市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、お問合せください。

STEP 3

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 4

おくやみ手続きナビのご案内

簡単な質問に答えるだけで、該当手続きを把握することができます。下記二次元コードを読み取りぜひご利用ください。

STEP 4

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、大東市役所へお越しください。



質問に答える



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）

- 国民健康保険資格確認書等、後期高齢者医療資格確認書等

※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書等

※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等）

※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。

- ・葬儀を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬儀代の領収書等）

- 介護保険被保険者証

- 医療福祉費受給者証（マル福）

- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

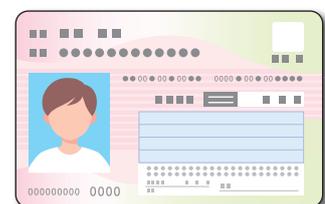
- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、在留カード、特別永住者証明書 等

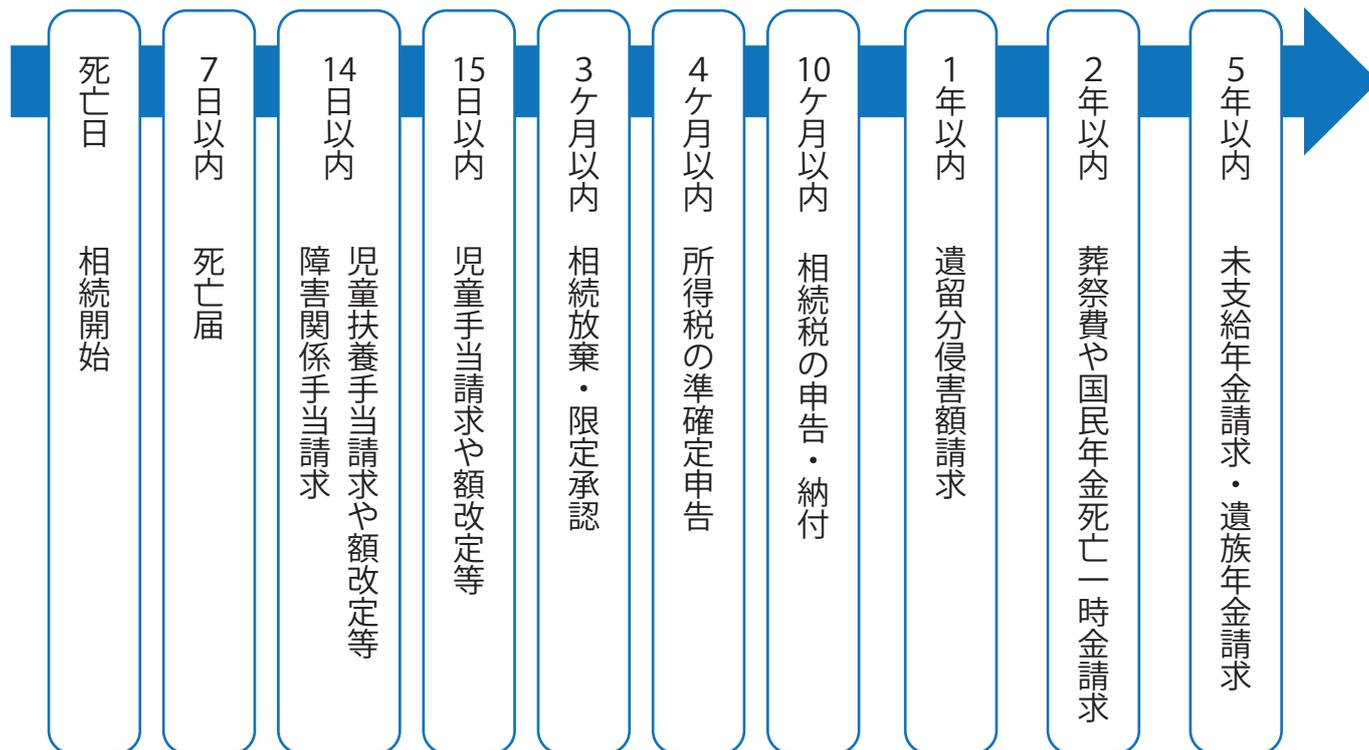
- 2点で本人確認できる書類

健康保険資格確認書等、後期高齢者医療資格確認書等、介護保険被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 等

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなられた後の手続き等の一般的な流れ（目安）



死亡届ご提出後の流れ

【埋火葬許可証】

死亡届のお届け時に埋火葬許可証を発行します。

死亡届を休日・夜間に受け付けた場合は、本籍地等の確認ができないため、死亡届に記入されたとおり埋火葬許可証を発行します。

修正が必要な場合は、市民課戸籍係へお越しく下さい。

【住民票・除住民票の写しの請求について】

住民票・除住民票の写しは住所地の市区町村へご請求ください。

住所が大東市で、大東市へ死亡届を出された場合、受理した日の翌日（閉庁日含まず）から交付できます。

【戸籍の証明書の請求について】

戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等は本籍地の市区町村へご請求ください。

本籍が大東市で、大東市へ死亡届を出された場合、受理した日の2～3日後（閉庁日含まず）から交付できます。

最寄りの市区町村の窓口で戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）のご請求が可能です。請求できる人や取得できる証明書の種類には制限がありますので、ご注意ください。詳しくはこちらをご覧ください。

市ホームページ「戸籍証明書等の広域交付について」



死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民票・戸籍	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方の同居の親族・その他の同居者等	P.7
	<input type="checkbox"/>	住民登録地が大東市で住民票の除票が必要な方	
	<input type="checkbox"/>	戸籍謄本等が必要な方	P.8
	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方が印鑑登録していた場合	
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金を受給している方	P.9
	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入している方・受給前の方	P.10
	<input type="checkbox"/>	厚生年金を受給している方	P.11
	<input type="checkbox"/>	共済年金を受給している方	
	<input type="checkbox"/>	恩給を受給している方	P.12
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給している方	
	<input type="checkbox"/>	企業年金を受給している方	P.13
介険	<input type="checkbox"/>	65歳以上の方又は介護保険認定を受けている方	
福祉(高齢者)	<input type="checkbox"/>	あんしん通報装置の貸与がある方	P.14
	<input type="checkbox"/>	ハローライトの貸与がある方	
共済	<input type="checkbox"/>	大東市交通災害共済に加入されている方	P.15
	<input type="checkbox"/>	大東市火災共済に加入されている方	
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入している方	P.16
	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方が世帯主で、その世帯に国保加入者がいる場合	P.17
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療制度に加入している方	P.17-18

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
税	<input type="checkbox"/>	納税している方（納税義務者・納税管理人・相続人代表者等）	P.19
	<input type="checkbox"/>	市府民税が課税されている方	P.20
	<input type="checkbox"/>	固定資産（土地・家屋）をお持ちの方	P.21
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車（125cc 以下）・小型特殊自動車を所有している方	
福祉 (障害)	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	P.22
	<input type="checkbox"/>	自立支援（精神通院）医療受給者証をお持ちの方	
	<input type="checkbox"/>	重度障害者在宅介護支援給付金を受給している方	P.23
	<input type="checkbox"/>	障害者扶養共済制度に加入している方	P.24-25
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給している方	P.25
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービス、地域生活支援事業をご利用の方	P.26
	<input type="checkbox"/>	障害者ストーマ装具・紙オムツの給付を受けている方	
	<input type="checkbox"/>	ETC 割引（有料道路、一般自動車通行料）を受けている方	
	<input type="checkbox"/>	重度障害者医療助成を受給している方	P.27
	<input type="checkbox"/>	NHK 放送受信料の免除を受けている方	
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給している方	P.28	
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当支給対象児童の方		

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
福祉 (子ども)	<input type="checkbox"/>	児童手当支給対象の児童の方	P.29
	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給している方	P.30
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給している方	
	<input type="checkbox"/>	子ども医療費助成を受給している方	P.31
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費助成を受給している方	
	<input type="checkbox"/>	保育所・認定こども園・幼稚園等の在園児の保護者の方	P.32
	<input type="checkbox"/>	障害児通所給付を受給している方、又は支給対象児童の方	
	<input type="checkbox"/>	就学補助申請者の方	P.33
市営住宅	<input type="checkbox"/>	名義人の方①	P.34
	<input type="checkbox"/>	名義人の方②	
	<input type="checkbox"/>	同居人（名義人以外）	P.35
し尿	<input type="checkbox"/>	し尿のくみ取りを利用している方	
浄化槽	<input type="checkbox"/>	浄化槽を使用している方	P.36
犬	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方の犬を新たに所有された方	P.37
ごみ	<input type="checkbox"/>	ごみの処理（持込）が必要な方	
農地	<input type="checkbox"/>	農地を相続された方	P.38
森林	<input type="checkbox"/>	森林を相続された方 ※地域森林計画の対象となっている森林のみ	

P.7～P.38に記載の各種手続きについては、一般的な場合を想定して掲載しておりますので、全ての方に対応するものではありません。掲載各種手続きについては、各受付窓口へ問合せ先窓口までお問合せください。

1. 住民票・戸籍に関する手続き

亡くなられた方の同居の親族・その他の同居者等

手続き 死亡の届出

手続き詳細	期 限
届出に基づき、埋火葬許可証を交付します。 ※閉庁時は市役所 1 階宿直室で受け付けます。	死亡を知った日から7日以内
	手続き可能な人
	親族、同居人、家屋管理人、成年後見人・保佐人・補助人
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 医師が作成した死亡診断書、又は死体検案書 1 通 ※ 成年後見人・保佐人・補助人が届出人になる場合は登記事項証明書（原本）も必要です。 届出できるのは、死亡地・亡くなられた方の本籍地・届出人の所在地です。	市民課 証明届出グループ 本館1階 ☎ 072-870-4011 死亡届の休日・夜間の受付 東側通用口 宿直室

住民登録地が大東市で住民票の除票が必要な方

手続き 亡くなられた方の住民票の除票の発行

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の住民票の除票の発行について	必要に応じて
	手続き可能な人
	同一世帯の人又は相続人
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 免許証等顔写真付き官公署発行書類 1 点又は健康保険資格確認書・年金手帳等顔写真なし官公署発行書類 2 点	市民課 証明届出グループ 本館1階 ☎ 072-870-4011

戸籍謄本等が必要な方

手続き 戸籍謄本等の交付請求

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の戸籍の発行について	必要に応じて
必要なもの	手続き可能な人
(本籍地が大東市の場合) <input type="checkbox"/> 免許証等顔写真付き官公署発行書類 1 点又は健康保険資格確認書・年金手帳等顔写真なし官公署発行書類 2 点 (本籍地が他市区町村の場合) <input type="checkbox"/> 免許証等顔写真付き官公署発行書類 1 点	(本籍地が大東市の場合) 配偶者・直系血族の人、 戸籍に記載のある人、 相続人 (本籍地が他市区町村の場合) 配偶者・直系血族の人、 戸籍に記載のある人
	問合せ先
	市民課 証明届出グループ 本館1階 ☎ 072-870-4011

亡くなられた方が印鑑登録していた場合

手続き 印鑑登録証の返却

手続き詳細	期 限
印鑑登録をされていた方が亡くなられた時は、廃止となります。廃棄していただくか、ご返却ください。	期限なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 印鑑登録証	市民課 証明届出グループ 本館1階 ☎ 072-870-4011

2. 年金に関する手続き

国民年金を受給している方

手続き

- ・未支給年金請求（遺族基礎年金、障害基礎年金・寡婦年金・老齢基礎年金）
- ・遺族基礎年金請求

手続き詳細	期 限
<p>手続きに必要な書類は請求する方によって異なりますので、以下の書類をお持ちになり問合せ先窓口までご相談ください。</p>	<p>問合せ先窓口までお問合せください。</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>問合せ先窓口までお問合せください。</p>
必要なもの	問合せ先
<p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの</p>	<p>守口年金事務所 お客様相談室 ☎ 06-6992-3031 (代) 音声案内1-2</p> <p>予約 ☎ 0570-05-4890</p> <p>保険年金課 年金グループ 本館1階 ☎ 072-870-9654</p> <p>※未支給年金請求（老齢基礎年金）の手続きは市役所ではできません。</p>

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

国民年金に加入している方・受給前の方

手続き

- ・遺族基礎年金請求
- ・死亡一時金請求
- ・寡婦年金請求

手続き詳細	期 限
手続きに必要な書類は請求する方によって異なりますので、以下の書類をお持ちになり問合せ先窓口までご相談ください。	問合せ先窓口までお問合せください。
	手続き可能な人 問合せ先窓口までお問合せください。
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの	守口年金事務所 お客様相談室 ☎ 06-6992-3031 (代) 音声案内1-2 予約 ☎ 0570-05-4890 保険年金課 年金グループ 本館1階 ☎ 072-870-9654 ※未支給年金請求（老齢基礎年金）の手続きは市役所ではできません。

MEMO

2. 年金に関する手続き

厚生年金を受給している方

手続き

- ・ 未支給年金請求
- ・ 遺族厚生年金請求

手続き詳細	期 限
<p>手続きに必要な書類は請求する方によって異なりますので、問合せ先窓口までご相談ください。</p> <p>※年金事務所で相談・請求される場合は、混雑することかがありますので、事前に予約してから来訪されるようにお願いします。</p>	<p>問合せ先窓口までお問合せください。</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>問合せ先窓口までお問合せください。</p>
必要なもの	問合せ先
<p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの</p> <p>※ 代理の方が年金事務所に来訪される場合は委任状が必要です。</p>	<p>守口年金事務所 お客様相談室 ☎ 06-6992-3031 (代) 音声案内1-2</p>

共済年金を受給している方

手続き

必要な手続きをご確認ください

手続き詳細	期 限
<p>手続きに必要な書類は請求する方によって異なりますので、以下の書類をお待ちになり問合せ先窓口までご相談ください。</p>	<p>問合せ先窓口までお問合せください。</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>問合せ先窓口までお問合せください。</p>
必要なもの	問合せ先
<p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの</p>	<p>各共済組合</p>

恩給を受給している方

手続き 必要な手続きをご確認ください

手続き詳細	期 限
手続きに必要な書類は請求する方によって異なりますので、問合せ先窓口までご相談ください。	問合せ先窓口までお問合せください。
	手続き可能な人 問合せ先窓口までお問合せください。
必要なもの	問合せ先
問合せ先窓口までご相談ください。	総務省恩給相談窓口 ☎ 03-5273-1400

農業者年金を受給している方

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	亡くなられた日から10日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の農業者年金証書	お手続きはJA各支店で行います。 JA南郷支店 ☎ 072-873-1122 JA住道支店 ☎ 072-874-2255 JA四條支店 ☎ 072-876-5515 農業委員会事務局 東別館2階 ☎ 072-870-9620
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡日をあらかじめすることができる戸籍の謄本、住民票の写し又は死亡日に関する市区町村長の証明書等	
<input type="checkbox"/> その他（上記以外に必要な場合もありますので、事前にJA各支店までご相談ください。）	

2. 年金に関する手続き

企業年金を受給している方

手続き 必要な手続きをご確認ください

手続き詳細	期 限
各企業年金基金等へ直接問合せ先窓口までお問合せください。 また問合せ先窓口までご相談ください。	問合せ先窓口までお問合せください。
	手続き可能な人 問合せ先窓口までお問合せください。
必要なもの	問合せ先
各企業年金基金等へ直接問合せ先窓口までお問合せください。 また問合せ先窓口までご相談ください。	企業年金連合会 (年金相談室) ☎ 0570-02-2666

3. 介護に関する手続き

65歳以上の方又は介護保険認定を受けている方

手続き 介護保険被保険者証等の返還

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証等を交付されていた場合は、返却又は破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の介護保険負担割合証（該当の方） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の負担限度額認定証（該当の方）	高齢介護室 介護保険グループ 西別館2階 ☎ 072-870-0475

4. 福祉（高齢者）に関する手続き

あんしん通報装置の貸与がある方

手続き あんしん通報装置の撤去・返還

手続き詳細	期 限
高齢介護室高齢支援グループまで返却してください。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> あんしん通報装置	高齢介護室 高齢支援グループ 西別館2階 ☎ 072-870-0472

ハローライトの貸与がある方

手続き ハローライトの撤去・返還

手続き詳細	期 限
高齢介護室高齢支援グループまで返却してください。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> ハローライト電球	高齢介護室 高齢支援グループ 西別館2階 ☎ 072-870-0472

5. 共済に関する手続き

大東市交通災害共済に加入されている方

手続き 交通災害共済に加入されている方

手続き詳細	期 限
手続きに必要な書類は請求する方によって異なりますので、問合せ先窓口までご相談ください。	事故が発生した日の翌日から2年以内
	手続き可能な人
	遺族等
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 交通災害共済見舞金請求書（様式第3号） <input type="checkbox"/> 交通事故証明書 <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 交通事故の状況届 <input type="checkbox"/> 会員証 <input type="checkbox"/> 死亡診断書又は死体検案書 <input type="checkbox"/> 届出書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本	市民政策課 東別館1階 ☎ 072-870-4010

大東市火災共済に加入されている方

手続き 火災共済に加入されている方

手続き詳細	期 限
手続きに必要な書類は請求する方によって異なりますので、問合せ先窓口までご相談ください。	火災での被害が発生した日の翌日から1年以内
	手続き可能な人
	遺族等
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 火災共済見舞金請求書（様式第3号） <input type="checkbox"/> 火災証明書（消防署で発行） <input type="checkbox"/> 会員証 <input type="checkbox"/> 住民票抄本 <input type="checkbox"/> 死亡診断書又は死体検案書	危機管理室 市民会館4階 ☎ 072-889-1511

6. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入している方

手続き① 国民健康保険資格喪失の届出

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合、国民健康保険の資格喪失の届出が必要です。	亡くなった日から14日以内
	手続き可能な人 遺族等
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の資格確認書等 <input type="checkbox"/> 亡くなった方の限度額適用認定証等（該当の方） <input type="checkbox"/> 亡くなった方の死亡届写し（他市の役所に死亡届を提出された場合）	保険年金課 賦課・資格グループ 本館1階 ☎ 072-870-0521

手続き② 葬祭費支給申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合は、葬祭費（50,000円）を支給しております。 ※郵送又は電子申請も可能です。 郵送は、葬祭費支給申請書を市ホームページからダウンロードのうえ、葬儀代の領収書又は火葬許可証の写しを添えて、ご申請ください。 電子申請は、大東市電子申請システム（【国民健康保険】葬祭費の支給申請）からご申請ください。	葬儀を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人 葬儀を行った方
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 葬儀を行った方及び亡くなった方の氏名が確認できるもの（葬儀代の領収証、火葬許可証等） <input type="checkbox"/> 葬儀を行った方の印鑑（認印） <input type="checkbox"/> 葬儀を行った方の振込先口座がわかるもの	保険年金課 給付・庶務グループ 本館1階 ☎ 072-870-4012

6. 保険に関する手続き

亡くなられた方が世帯主で、その世帯に国保加入者がいる場合

手続き 世帯内の国保加入者全員に交付している資格確認書等及び各種認定証の記載事項変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主で、その世帯に国保加入者がいる場合は、資格確認書等及び各種認定証の記載事項変更が必要です。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人 遺族等
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> その世帯の国保加入者全員の資格確認書等及び各種認定証 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡届写し（他市の役所に死亡届を提出された場合）	保険年金課 賦課・資格グループ 本館1階 ☎ 072-870-0521

後期高齢者医療制度に加入している方

手続き① 資格確認書等及び各種認定証の返還

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、資格確認書等を回収しております。	速やかに
	手続き可能な人 遺族等
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の資格確認書等 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の特定疾病療養受領証（該当の方） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡届の写し（他市の市役所へ死亡届を提出された場合）	保険年金課 後期高齢者医療制度 グループ 本館1階 ☎ 072-870-9629

手続き② 葬祭費支給申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、葬祭費（50,000円）を支給しております。	葬儀を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人
	葬儀を行った方
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 葬儀を行ったことが確認できるもの（葬儀代の領収書等） <input type="checkbox"/> 葬儀を行った方の振込先口座がわかるもの	保険年金課 後期高齢者医療制度 グループ 本館1階 ☎ 072-870-9629

手続き③ 高額療養費等の振込口座の変更（相続人代表届）

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、高額療養費等の振込口座の変更が必要です。	なし
	手続き可能な人
	相続人代表となる方
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表となる方の振込口座がわかるもの	保険年金課 後期高齢者医療制度 グループ 本館1階 ☎ 072-870-9629

7. 税に関する手続き

納税している方（納税義務者・納税管理人・相続人代表者等）

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要があります。 既に届いている納税通知書により納付をしてください。	納税通知書に記載の納付期限まで
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の納税通知書や領収書等 <input type="checkbox"/> 同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合、相続関係が確認できる書類（戸籍謄本等）	納税債権課 議場棟1階 ☎ 072-870-0421

手続き② 口座振替の登録について

手続き詳細	期 限
亡くなられた方名義の口座で口座振替登録されている場合、新たに口座の登録が必要です。	なし
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 新しく口座を登録される場合、本人確認書類（P.2「本人確認書類について」を参照）・キャッシュカード	納税債権課 議場棟1階 ☎ 072-870-0422

7. 税に関する手続き

固定資産（土地・家屋）をお持ちの方

手続き 市税に関する相続人代表者指定届

手続き詳細	期 限
固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税等の管理をしていただく方を相続人の中から指定又は変更をする届出になります。 ※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。	相続が発生した年内 ※郵送で相続人代表者指定（変更）届が届いた方は約2週間以内
	手続き可能な人 相続人代表者
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 同一世帯以外の相続の方がお越しいただく場合、相続関係が確認できる書類（戸籍謄本等）	課税課 資産税グループ 議場棟1階 ☎ 072-870-0420

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有している方

手続き 廃車又は名義変更

手続き詳細	期 限
毎年4月1日現在の所有者に課税されます。亡くなられた方の名義の車両については、必ず廃車（ナンバープレートの返納）又は名義変更の手続きをしてください。	問合せ窓口までお問合せください。
	手続き可能な人 ①相続人 ②相続人とご同居のご家族 ③その他の方
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 届出人の方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> ナンバープレート（廃車の場合や、名義変更時に大東市ナンバーを変更したいとき） <input type="checkbox"/> 原動機付自転車申告済証又は標識交付証明書	課税課 税制グループ 議場棟1階 ☎ 072-870-9646

8. 福祉（障害）に関する手続き

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は、療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。返還してください。	なし
	手続き可能な人 親族等
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 又は療育手帳 <input type="checkbox"/> 福祉タクシー券（所持している方は返還）	障害福祉課 西別館2階 ☎ 072-870-9630

自立支援（精神通院）医療受給者証をお持ちの方

手続き 受給者証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。	速やかに
	手続き可能な人 親族等
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証（精神通院）	障害福祉課 西別館2階 ☎ 072-870-9630

8. 福祉（障害）に関する手続き

重度障害者在宅介護支援給付金を受給している方

手続き① 異動届の提出（重度障害者が亡くなられたとき）

手続き詳細	期 限
異動届を提出してください。	速やかに
	手続き可能な人
	受給資格者（介護者）
必要なもの	問合せ先
特にありません	障害福祉課 西別館2階 ☎ 072-870-9630

手続き② 異動届の提出（受給資格者（介護者）の方が亡くなられたとき）

手続き詳細	期 限
新たな受給資格者（同じ住所の介護者）の振込先口座を登録するために異動届を提出してください。	亡くなられた日から14日以内
新たな受給資格者がおらず、未払いの給付金がある場合、重度障害者へ振り込まれます。異動届とあわせて請求書の提出が必要です。	手続き可能な人
	親族等
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 新たな受給資格者の振込先口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 重度障害者の振込先口座がわかるもの（未払いの給付金がある場合のみ）	障害福祉課 西別館2階 ☎ 072-870-9630

障害者扶養共済制度に加入している方

手続き① 年金給付請求（加入者が亡くなったとき）

手続き詳細	期 限
加入者が障害者の生存中に、死亡又は身体に著しい障害を有することとなった場合に給付します。	加入者が亡くなった日から3年以内
	手続き可能な人
	年金を受給する方又は、年金管理者
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 加入者の死亡診断書若しくは死体検案書（原本） <input type="checkbox"/> 加入者が削除された住民票 <input type="checkbox"/> 障害者及び年金管理者の住民票 <input type="checkbox"/> 加入証書（紛失の場合は紛失届）	障害福祉課 西別館2階 ☎ 072-870-9630

手続き② 弔慰金請求（障害者が亡くなったとき）

手続き詳細	期 限
1年以上加入した後に、加入者より先に障害者が亡くなった場合又は加入者と障害者が同時に亡くなった場合は、加入期間に応じて弔慰金を支給します。	亡くなった日から14日以内
	手続き可能な人
	年金加入者又は、年金管理者
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 加入者の住民票 <input type="checkbox"/> 障害者が削除された住民票 <input type="checkbox"/> 加入証書（紛失の場合は紛失届）	障害福祉課 西別館2階 ☎ 072-870-9630

8. 福祉（障害）に関する手続き

障害者扶養共済制度に加入している方

手続き③ 死亡届（年金受給権者が亡くなったとき）

手続き詳細	期 限
年金を受給していた方が亡くなった場合、死亡の手続きが必要となります。	亡くなった日から14日以内
	手続き可能な人
	年金加入者又は、扶養年金管理者
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 年金受給者が削除された住民票 <input type="checkbox"/> 加入証書（紛失の場合は紛失届）	障害福祉課 西別館2階 ☎ 072-870-9630

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給している方

手続き ・死亡届の提出 ・未払請求（未支払分がある場合）

手続き詳細	期 限
亡くなった方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格を喪失します。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	亡くなった日から14日以内
	手続き可能な人
	親族等
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 未払い分の手当がある場合は、受給者と生計を同じくしていた配偶者、もしくは扶養義務者名義の銀行通帳又は銀行キャッシュカード <input type="checkbox"/> 未払い金受給者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 代理人の場合は委任状 <input type="checkbox"/> 印鑑	障害福祉課 西別館2階 ☎ 072-870-9630

障害福祉サービス、地域生活支援事業をご利用の方

手続き 受給者証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービス等を受給していた場合、障害福祉サービス受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返還してください。	なし
	手続き可能な人
	親族、事業者等
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の地域生活支援事業受給者証	障害福祉課 西別館2階 ☎ 072-870-9630

障害者ストーマ装具・紙オムツの給付を受けている方

手続き ストーマ装具、紙オムツの停止

手続き詳細	期 限
日常生活用具給付券の返却をしてください。	なし
	手続き可能な人
	親族、事業者等
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 日常生活用具給付券（手元にある場合）	障害福祉課 西別館2階 ☎ 072-870-9630

ETC 割引（有料道路、一般自動車通行料）を受けている方

手続き 利用登録削除

手続き詳細	期 限
書面による登録削除の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	親族等
必要なもの	問合せ先
問合せ先窓口までお問合せください。	有料道路ETC割引登録係 ☎ 045-477-1233

8. 福祉（障害）に関する手続き

重度障害者医療助成を受給している方

手続き 資格喪失届及び医療証の返還、振込口座の変更

手続き詳細	期 限
医療証の交付を受けていた方が亡くなられた場合、医療証は死亡日をもって失効となりますので、返還してください。 また、医療助成費の未償還額の償還をご希望される場合は、代表相続人への振込先口座の変更が必要です。	なし
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度障害者医療証 <input type="checkbox"/> 代表相続人の印鑑（認印） <input type="checkbox"/> 手続きに来られる方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 代表相続人の振込先口座がわかるもの	障害福祉課 医療助成担当 西別館1階 ☎ 072-870-9655

NHK 放送受信料の免除を受けている方

手続き

- ・ 免除取消の届出
- ・ 免除の再申請（障害者手帳をお持ちのご家族がいる場合）

手続き詳細	期 限
NHK ふれあいセンターへご連絡いただき、免除取消のお手続きをしてください。 亡くなられた方の他に同じ世帯内で障害者手帳をお持ちの方がいれば、引き続き免除を受けられる場合があります。	速やかに
	手続き可能な人 親族等
必要なもの	問合せ先
各問合せ先窓口までご相談ください。	【免除取消の届出】 NHK ふれあいセンター ☎ 0570-077077 【免除の再申請】 障害福祉課 西別館2階 ☎ 072-870-9630

特別児童扶養手当を受給している方

手続き

- ・ 認定請求
- ・ 未支払手当請求書
- ・ 受給者死亡届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格を喪失します。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。また、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きが必要です。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問合せ先
事前に問合せ先窓口までお問合せください。	こども家庭室 子ども政策グループ 西別館1階 ☎ 072-870-9655

特別児童扶養手当支給対象児童の方

手続き 資格喪失届又は額改定（減額）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当の対象児童の場合、死亡月をもって受給資格を喪失します。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定の手続きが必要です。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問合せ先
事前に問合せ先窓口までお問合せください。	こども家庭室 子ども政策グループ 西別館1階 ☎ 072-870-9655

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

9. 福祉（子ども）に関する手続き

児童手当支給対象の児童の方

手続き① 受給事由消滅又は減額改定

手続き詳細	期 限
児童手当の支給対象だった児童が亡くなった場合、受給事由消滅又は額改定（減額）につき、手続きが必要です。	原則、児童が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人 受給者
必要なもの	問合せ先
事前に問合せ先窓口までお問合せください。	こども家庭室 子ども政策グループ 西別館1階 ☎ 072-870-9655

手続き② 資格喪失又は額改定（減額）

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の支給対象だった児童が亡くなった場合、受給資格喪失又は額改定（減額）につき、手続きが必要です。	原則、児童が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人 受給者
必要なもの	問合せ先
事前に問合せ先窓口までお問合せください。	こども家庭室 子ども政策グループ 西別館1階 ☎ 072-870-9655

児童手当を受給している方

手続き

- ・ 受給事由消滅
- ・ 未支払請求
- ・ 認定請求

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなった場合、未支払いの児童手当及び受給者の変更につき、手続きが必要です。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人
	受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方
必要なもの	問合せ先
事前に問合せ先窓口までお問合せください。	こども家庭室 子ども政策グループ 西別館1階 ☎ 072-870-9655

児童扶養手当を受給している方

手続き

- ・ 認定請求
- ・ 未支払手当請求書
- ・ 受給者死亡届の提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなった場合、死亡日の属する月分までの手当が支給されます。未支払いの手当がある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人
	親族等
必要なもの	問合せ先
事前に問合せ先窓口までお問合せください。	こども家庭室 子ども政策グループ 西別館1階 ☎ 072-870-9655

9. 福祉（子ども）に関する手続き

子ども医療費助成を受給している方

手続き 資格喪失届の提出、医療証の返還

手続き詳細	期 限
医療証を交付していた児童が亡くなった場合、その児童の医療証は死亡日をもって失効となりますので、返還してください。 医療費助成を受給している方の保護者が亡くなった場合は、世帯員の変更の手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人 【児童が亡くなった場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなった場合】 家族の方
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなった子どもの医療証	こども家庭室 子ども政策グループ 西別館1階 ☎ 072-870-9655

ひとり親家庭等医療費助成を受給している方

手続き 資格喪失届の提出、医療証の返還

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費助成の医療証を交付していた方が亡くなった場合、その医療証は死亡日をもって失効となりますので、返還してください。	なし
	手続き可能な人 【児童が亡くなった場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなった場合】 家族の方
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなった方のひとり親家庭医療証	こども家庭室 子ども政策グループ 西別館1階 ☎ 072-870-9655

保育所・認定こども園・幼稚園等の在園児の保護者の方

手続き 世帯状況の変更に係る届出

手続き詳細	期 限
利用中の保育施設又はこども家庭室保育幼稚園グループにお知らせください。	状況により異なりますので、お問合せ先窓口までお問合せください。
	手続き可能な人 【児童が亡くなった場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなった場合】 家族の方
必要なもの	問合せ先
事前に問合せ先窓口までお問合せください。	こども家庭室 保育幼稚園グループ 西別館1階 ☎ 072-870-0474

障害児通所給付を受給している方、又は支給対象児童の方

手続き 〈受給者〉受給者変更手続き 〈支給対象児〉受給者証返還

手続き詳細	期 限
障害児通所給付を受給している方、又は支給対象児童の方は受給者変更手続き又は、受給者証の返還が必要です。	なし
	手続き可能な人 【児童が亡くなった場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなった場合】 家族の方
必要なもの	問合せ先
〈受給者・支給対象児〉 <input type="checkbox"/> 通所受給者証	こども家庭室 保育幼稚園グループ 西別館1階 ☎ 072-870-0474

9. 福祉（子ども）に関する手続き

就学補助申請者の方

手続き 就学援助変更申請

手続き詳細	期 限
次に保護者となる方が就学援助変更申請を行ってください。	速やかに
	手続き可能な人 次に保護者となる方
必要なもの	問合せ先
事前に問合せ先窓口までお問合せください。	教育委員会 学校管理課 市民会館5階 ☎ 072-870-9642

MEMO

チエツクリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

10. 市営住宅に関する手続き

名義人の方①

手続き 住宅の返還

手続き詳細	期 限
入居名義人が亡くなられ、同居されている方がいない場合、住宅を明渡す手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問合せ先
問合せ先窓口までお問合せください。	市営住宅管理課 西別館4階 ☎ 072-870-0480 ※大東深野、大東寺川、 大東北新町、大東南郷 住宅は大東市営住宅管 理センター ☎ 072-812-6710

名義人の方②

手続き 入居の承継

手続き詳細	期 限
入居名義人が亡くなられ、同居していた親族が引き続き市営住宅に住住する場合、名義を承継する手続きが必要です。 ※承継にあたっては要件があります。	速やかに
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問合せ先
問合せ先窓口までお問合せください。	市営住宅管理課 西別館4階 ☎ 072-870-0480 ※大東深野、大東寺川、 大東北新町、大東南郷 住宅は大東市営住宅管 理センター ☎ 072-812-6710

10. 市営住宅に関する手続き

同居人（名義人以外）

手続き 異動の届出

手続き詳細	期 限
入居名義人の方以外が亡くなられた場合、異動の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問合せ先
問合せ先窓口までお問合せください。	市営住宅管理課 西別館4階 ☎ 072-870-0480 ※大東深野、大東寺川、 大東北新町、大東南郷 住宅は大東市営住宅管 理センター ☎ 072-812-6710

11. し尿に関する手続き

し尿のくみ取りを利用している方

手続き し尿のくみ取り

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がし尿くみ取り式のトイレを使用していた場合、し尿くみ取りの取消又は世帯人数の変更手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
問合せ先窓口までお問合せください。	環境室 環境事業グループ 東別館2階 ☎ 072-870-9265

12. 浄化槽に関する手続き

浄化槽を使用している方

- 手続き
- ・ 浄化槽の清掃
 - ・ 管理者の変更

手続き詳細	期 限
浄化槽管理者（所有者）が亡くなられたために浄化槽の所有者を変更する、又は浄化槽の使用を廃止する場合、届出が必要です。	変更した日又は廃止した日から30日以内
	手続き可能な人 【浄化槽管理者（所有者）変更の場合】 新浄化槽管理者（所有者） 【浄化槽の使用を廃止する場合】 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
問合せ先窓口までお問合せください。	【浄化槽の清掃】 環境室 環境事業グループ 東別館2階 ☎ 072-870-9265 【管理者の変更】 四條畷保健所 衛生課 ☎ 072-878-4480

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

13. 犬に関する手続き

亡くなられた方の犬を新たに所有された方

手続き 所有者の変更届

手続き詳細	期 限
犬の所有者の変更があったときは届出が必要です。	変更があった日から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 鑑札等の登録番号がわかるもの	犬の新しい所有者
※ 登録番号がマイクロチップ番号（15桁）の場合は「犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト」で手続きをしてください。	問合せ先
※ 他市へ転出する場合は、転出先の自治体にお問合せください。	環境室 環境事業グループ 東別館2階 ☎ 072-870-9625

14. ごみに関する手続き

ごみの処理（持込）が必要な方

手続き ごみ処理の申込 ※電話予約必要

手続き詳細	期 限
ごみの処分・持込について（大東市で発生したものしか持込できません。） ごみの直接持込（有料、予約要）は東大阪都市清掃施設組合にお問合せください。 臨時（引越）ごみ収集（有料、予約要）は、市環境室にお問合せください。 ※詳しくは、ごみ収集カレンダーをご覧ください。	—
必要なもの	手続き可能な人
問合せ先窓口までお問合せください。	親族等
	問合せ先
	【ごみの直接持込】 東大阪都市清掃施設組合 ☎ 072-975-5341 予約受付時間 月～金曜日の9時～16時 [臨時（引越）ごみ] 環境室 環境事業グループ ☎ 072-870-9265

15. 農地に関する手続き

農地を相続された方

手続き 農地法第3条の3の規定による届出

手続き詳細	期 限
相続により農地の権利を新たに取得した方は、相続した農地の存する市町村の農業委員会に届出が必要です。	農地の権利を取得したことを知った日からおおむね10ヶ月以内
	手続き可能な人
	相続した方
必要なもの	問合せ先
(相続登記完了後) <input type="checkbox"/> 届出書（相続登記完了後にご提出ください）	農業委員会事務局 東別館2階 ☎ 072-870-9620

16. 森林に関する手続き

森林を相続された方 ※地域森林計画の対象となっている森林のみ

手続き 森林法第10条の7の2第1項の規定により届出

手続き詳細	期 限
相続により森林の土地を新たに取得した方は、相続した森林の存する市町村に届出が必要です。	土地の所有者となった日から90日以内
	手続き可能な人
	相続した方
必要なもの	問合せ先
・ 森林の土地の位置を示す図面 ・ 森林の土地の登記事項証明書等権利を取得したことがわかる書類	産業経済室 東別館2階 ☎ 072-870-9620

このガイドブックに掲載の行政情報は、令和8年1月現在の情報を掲載しています。内容が変更される場合もございますので、あらかじめご了承ください。

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証等）の返却		健康保険資格確認書等やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険等への加入		ご遺族が社会保険の被扶養者だった場合、社会保険の資格を喪失しますので、資格喪失後は国民健康保険等の医療保険へ加入する必要があります。
最終給与、退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票、故人の住民票の除票、受取先金融機関の通帳等</p> <p>【手続き先】 お近くの年金事務所</p> <p>【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給される場合もあります。</p>

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 門真税務署 門真市殿島町 8-12 ☎ 06-6909-0181 (国税に関する一般的なご相談については、「国税局電話相談センター」において、国税局の職員がお答えしています。)
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業等届出書	1ヶ月以内	
給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問合せ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	四條畷警察署 ☎ 072-875-1234 門真運転免許試験場 ☎ 06-6908-9121
預貯金口座等	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険等	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求等	加入していた損害保険会社 又は代理店
損害保険等	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約等	加入していた損害保険会社 又は代理店
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告等	所轄の税務署 門真税務署 門真市殿島町 8-12 ☎ 06-6909-0181 (国税に関する一般的なご 相談については、「国税局 電話相談センター」におい て、国税局の職員がお答え しています。)
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋等の所有者 移転（相続）登記等	大阪法務局 東大阪支局 東大阪市高井田元町 2-8-10 東大阪法務合同庁舎 ☎ 06-6782-5413 音声案内に従ってください。
軽自動車（3輪・4輪）	<input type="checkbox"/>	名義変更、 廃車手続き等	軽自動車検査協会 高槻支所 ☎ 050-3816-1841
排気量 125cc を超えるバイク	<input type="checkbox"/>	名義変更、 廃車手続き等	大阪運輸支局 ☎ 050-5540-2058

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期 日	備 考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

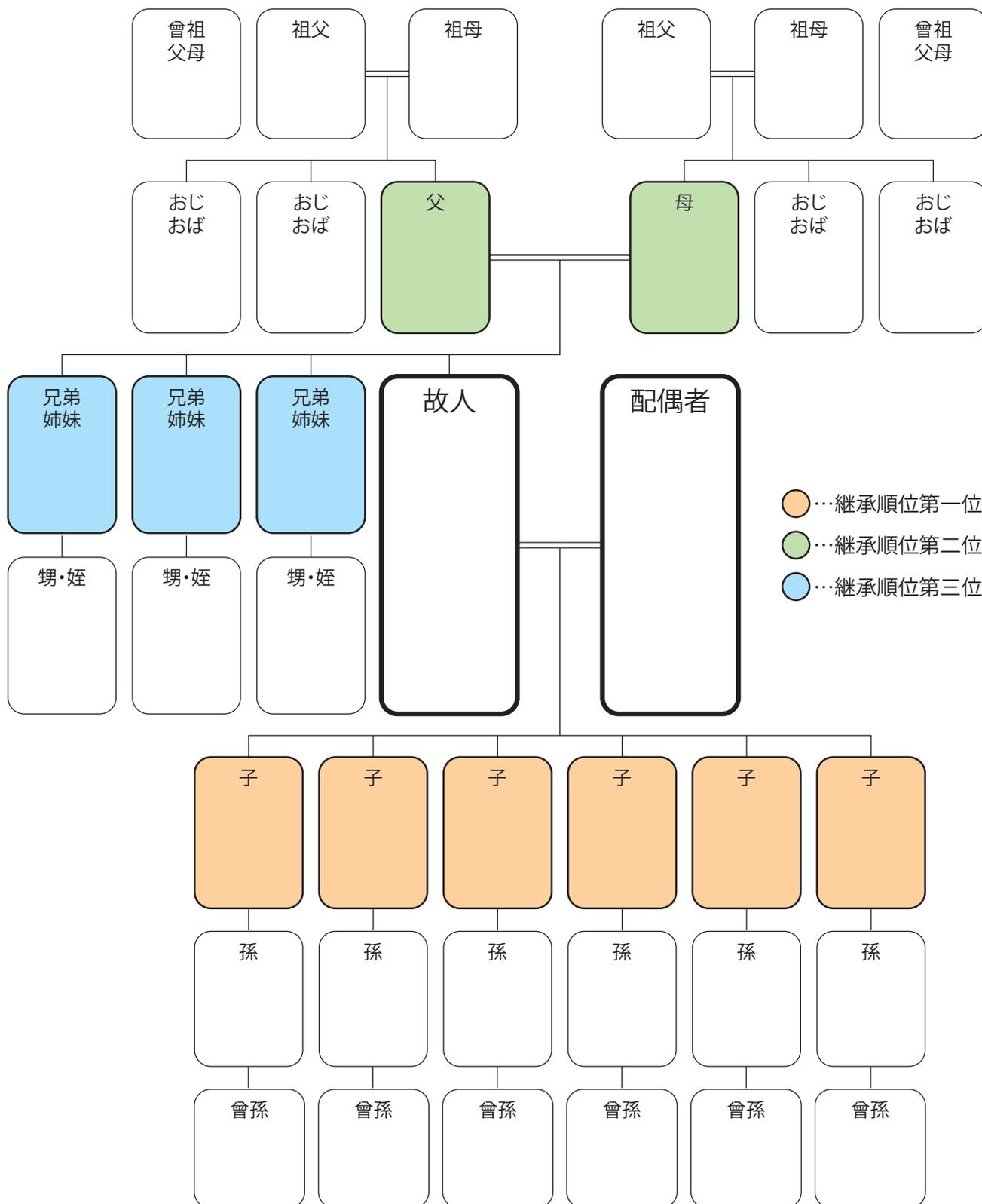
各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所等の変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問合せは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

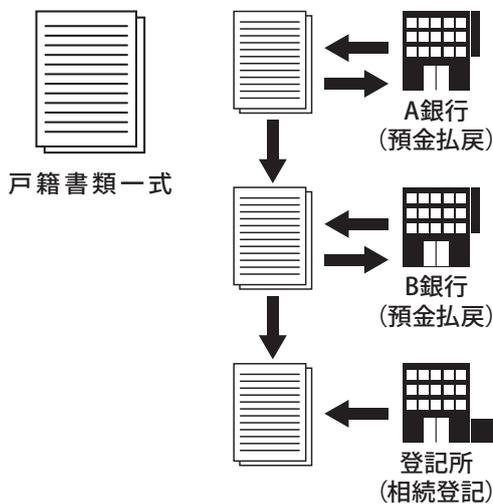
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度もし直しする必要がなくなります。(※1)

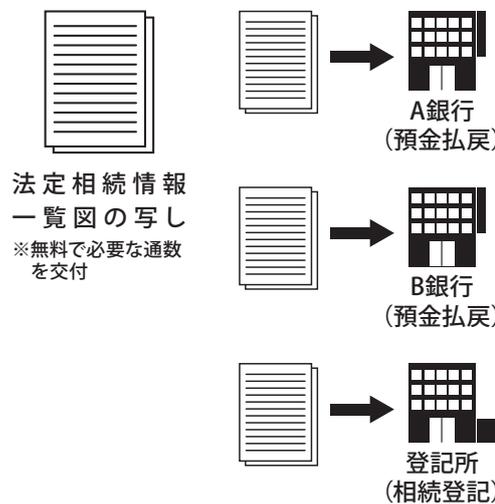
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人又は代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本等を収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本等を返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成等の手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

委任状

大東市長あて

令和 年 月 日

◇代理人（窓口に来られる人）

住所 _____

氏名 _____

私は、上記の者を代理人として、以下の申請または届出内容に関する権限を委任します。

〈委任事項に○をして下さい〉

証明書関係

住民票（除票）・戸籍・戸籍の附票・身分証明書・独身証明書・受理証明書・記載事項証明書・課税証明書

その他（ _____ ）

届出関係

転入・転出・転居・世帯合併・世帯分離・その他（ _____ ）

印鑑関係

印鑑登録申請・印鑑登録廃止申請

マイナンバー関係

交付申請書発行・廃止届・申請取りやめ・券面更新・継続利用（電子証明書の手続きを含む）

その他（具体的に記入して下さい）

（ _____ ）

◇委任者（頼む人）

新住所 _____

旧住所 _____

氏名 _____ ④ _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※この委任状は、委任者ご本人が自筆で記入して下さい。（パソコン等で作成され自署がない場合は押印して下さい。）

※戸籍証明が必要な場合は、本籍及び筆頭者の氏名を別紙の証明交付請求書に必ず記載して下さい。

※マイナンバー（個人番号）記載の住民票の写しは、交付請求時に申請者があらかじめ郵送料分の切手を貼った返信用封筒をご用意下さい。ご用意された封筒に住民票の写しを入れ、委任者宛に郵送致します。

※代理人（窓口に来られる方）は、本人確認ができるものを（運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等）ご持参下さい。

※コピーやファックスの委任状はお受けできません。

※住所や氏名に誤りがあるなど、内容に不備があるときは受付できない場合があります。

※印鑑登録関係の場合、委任状の④は登録される印鑑を押印して下さい。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

相続に関するお悩みなら 司法書士事務所JLO

にご相談ください

「相続したけれども、何をしたらよいかわからないから教えてほしい」

「個人ですべて手続きをする自信がないから、手伝ってほしい」

私たちは、そんな皆様のご不安を、安心にかえることができるよう努めてまいります。
相続に関して途方に暮れてしまう前に、時間や気持ちに余裕がないときなど、ご相談ください。

相続について何をしたら
よいかわからない

不動産登記の
やり方がわからない

すべて自分で手続きをする
自信がないから手伝ってほしい



「安心の創造を」をビジョンに掲げ、「正確・迅速・親切」をモットーに、
皆様のお役に立てることを目指している40年以上の歴史のある事務所です。

代表司法書士 川村 常雄

相続の相談・各種手続き

遺産分割協議書

相続の登記

預貯金相続・解約

戸籍収集

遺産整理

まずはお気軽にご相談ください



司法書士事務所JLO

〒574-0076

大阪府大東市曙町3-8

大阪司法書士会 会員 川村常雄

営業時間：平日9:00～17:00

＼HPはこちら＼



☎ 072-874-3308

大東市民会館西隣です!





遺品整理士の資格を取得している
スタッフがお伺いします



故人様やご遺族様の想いに寄り添って、
遺品整理いたします。

◀ こんな時にはお気軽にご相談ください ▶

大切な人の思い出を
ゴミとして捨てられ
たくない

遺品整理

自分が亡くなった
あと、家族に迷惑を
かけたくない

生前整理

いらなく
なったものを
処分したい

不用品回収

どこから
片づけていいのか
わからない

ゴミ屋敷の清掃

そのまま
処分するのは
もったいない

遺品のお買取り

最近、身体が
思うように
動かない

お片付け



Before



After

見積もり・ご相談
無料



0120-861-511

有限会社レジェンズ

〒574-0014 大阪府大東市寺川 2-3-6

受付時間 8:00~20:00

HPはこちら

担当者直通 090-3279-8850



LINE公式
@160epgdv

有限会社レジェンズ

検索



一般廃棄物の収集運搬は、許可を有する提携業者が対応します。

古物商許可番号 (法人) 第 62228R06484 号

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

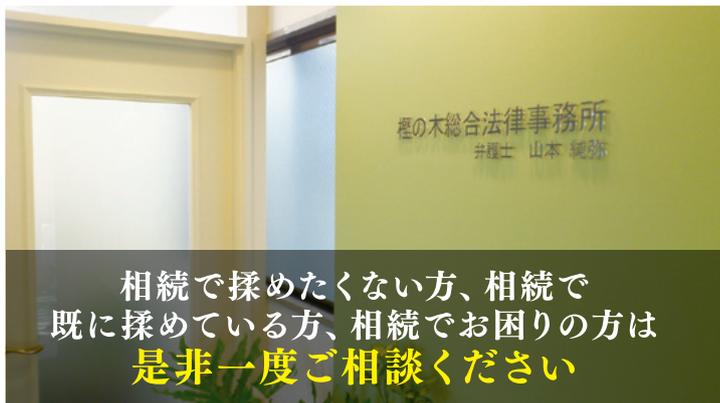


榎の木総合法律事務所



相続でお困りの方、ご連絡ください!

あなたの相続の悩みに応じた解決手段をご提案します



相続で揉めたくない方、相続で既に揉めている方、相続でお困りの方は
是非一度ご相談ください

榎の木総合法律事務所

〒630-0257

奈良県生駒市元町1-3-20

中和生駒ビル6階

TEL.0743-72-1700

FAX : 0743-72-1701

営業時間：平日 10:00 ~ 17:30

山本 純弥 (奈良弁護士会所属)

URL : <https://kashinoki-law.com>



- 遺産分割協議、調停
- 遺言書作成、遺言執行
- 相続放棄申立て
- 遺言無効確認訴訟
- 遺留分侵害額請求
- 相続手続き全般

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

東大阪市・大東市の
不動産の
ことなら

株式会社



キャメルツヤパン

**空き家・古家・相続不動産
即金買取 受付中!**

お気軽にお問い合わせください

072-960-3082



売りたい



戸建



土地



事業用不動産



マンション



工場・倉庫



連棟・文化住宅



収益ビル
収益マンション



リフォーム

買いたい

宅建免許番号
大阪府知事(2)第61088号

ご遺族の皆様へ
故人のご逝去につき、謹んでお悔やみ申し上げます

遺品整理 不用品整理

大阪を中心に
奈良、京都へ
お伺いします!



こんなお悩みはございませんか？

- 遺品整理
- 引越しやお片付け
- 生前整理

「遺品整理士」の資格を持つスタッフが
対応させていただきます。

遺品整理で出たゴミ(一般廃棄物)については、当社で処分いたします。

お気軽にお問い合わせください。

ネクストサポート NEXT SUPPORT

(運営会社：株式会社 ANJI)

0120-511-880

営業時間：9:00～20:00 定休日：不定休

〒571-0029 大阪府門真市打越町 9-3

FAX：：072-819-0070



産業廃棄物収集運搬業許可 大阪 02700221239
古物商許可証 第 622300155969 号
遺品整理士認定番号 第 IS06624 号

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

お客様の気持ちを大切に、心をしっかり受けとめます。 複雑な遺産相続や遺言はお任せください！

お客様と未来を一緒に創る関西あおぞら合同事務所は、
みんなが幸せになれる解決方法を提案いたします。
生前贈与、家族信託、任意後見、成年後見もお任せください。

遺産分割協議書作成、
相続人の確定を含めた
相続登記

公正証書遺言の作成
だけでなく遺言執行
までお願いしたい

一人で悩まずお気軽にご相談ください



意思能力がなくなった
ときのことを考え
家族信託をしたい

不動産を夫婦間
または子供に
生前贈与したい

内容を的確に把握し、問題を洗い出して、最低限の費用でおさえます。
相続に強い提携税理士とともに相続税対策も含めてお任せください。



司法書士 関西あおぞら合同事務所

大阪府大東市住道二丁目7番13号 サンシャイン淀201号室
TEL 072-869-6106 住道駅下車徒歩1分。京橋から10分。
URL: <https://kansai-aozora.jp/> mail: info@kansai-aozora.jp
平日9:00~20:00 (※要事前予約)



代表司法書士 水野 喜夫 大阪司法書士会 第3416号 簡裁訴訟代理等関係業務認定会員 第712119号 一般社団法人日本財産管理協会会員

お手元に1冊あればいざと言う時に役立つ！



後悔しないための お墓探しハンドブック

【ハンドブック内容】

- ・お墓の選び方 ・お墓購入の流れ
- ・お墓の種類と費用相場 ・購入者の体験談 など

全20ページ
フルカラー

お電話もしくはWEBからのお問合せで
もれなく全員無料でもらえます！

～あなたのご希望に沿ったおすすめ霊園資料も一緒にお届けします～

通話料無料
電話で
資料請求

0120-626-213

いいお墓お客様センター 受付時間：9時～16時(年中無休)



24時間いつでも受付

WEBで資料請求

いいお墓 ハンドブック 検索



※このハンドブックは非売品です。※予告なく内容変更する場合があります。 ※一世帯につき1冊までとなります。 ※お電話の場合は、オペレーターの案内に従ってお客様の情報をお伝えください。
※WEB申込の場合は、資料請求フォームからお客情報を入力ください。お客様の自宅にハンドブックの現物とおすすり霊園の資料を無料配送いたします。



いいお墓は、1984年創業の株式会社鎌倉新書 東証プライム上場 証券コード:6184 が運営しています。

〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階
<https://www.kamakura-net.co.jp/>

遺品整理のトリップにお任せください!

大切な思い出とともに、
新たな旅路をお手伝いします。/

遺品整理

生前整理

不用品処分

空き家整理

リユース品
買取

輸出業務



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

何なりとご相談ください。
ご満足いただけるように
真心で対応いたします。

提供エリア

大阪・関西地区

お見積り・
ご相談無料



日時指定
即日対応

OK!

ゴミ
屋敷

OK!

生前整理
遺品整理

OK!

特殊清掃

OK!

アトリップ

営業時間 平日9:00-20:00 土 9:00-19:00 日 9:00-21:00
mail: gf448737@rd6.so-net.ne.jp

〒574-0022 大阪府大東市平野屋1-5-3

古物商認可 第62228R066422号

一般廃棄物の収集・運搬については提携事業者へ委託しております。

お問合せ先

☎ 0120-170-339



HARERUYAに お任せください!



お品物のジャンルを問わず無料で
査定を行い、好条件をご提示する
買取サービスを大東で展開しています。

生前整理

遺品整理

すべてお客様の目の前で査定いたしますのでご安心ください!



専門知識・豊富な査定実績を持つスタッフが丁寧に対応させていただきます。



株式会社HARERUYA ☎072-842-2033

〒574-0044 大阪府大東市諸福4-5-10

営業時間 10:00~19:00

古物商許可番号 大阪府公安委員会許可 第62228R076457号

査定・お見積り無料

業界買取実績10,000件以上の査定員在中

チエックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



この度は、心よりお悔やみ申し上げます。

私たちは、ご遺族様のお悩みに寄り添う

不動産相続の プロフェッショナルです。

「不動産」も「相続」も、日常には馴染みのない難しい分野。

突然のことに、どうしたらいいかお悩みではありませんか？

不動産の相続は、ご事情によってお悩みも手続きも方法も様々です。

弊社では、**売却・買取・賃貸管理・相続登記サポート**

など、皆様に合わせた最適なお提案をいたします。



CENTURY 21 檜ハウジングのポイント

**相続
コーディネーターの
資格を有するスタッフの在籍**

お客様のお悩みを聞き、
最善の方法をご提案。
手続きの流れも丁寧に
ご説明いたします。

**地元「大東市」
にて20年以上の
地域密着企業**

長年この街を見てきた
私達だからこそできる
ご提案があります。
この町のことなら何なり
とお聞きください。

**士業と連携で
相続登記サポート**

法改正により、相続登記が義務化となりました。弊社では、提携の士業との連携でスムーズに相続登記が行えるようサポートいたします。

不動産売却時は **荷物そのままでも大丈夫！**

※一般廃棄物収集運搬業の許可番号を保有する提携業者へ処理を依頼しております。

大切に取引いたします。まずはお気軽にご相談ください。

CENTURY 21 檜ハウジング

〒574-0074 大阪府大東市谷川2丁目8-35

URL: <https://www.c21-hh.co.jp/>

宅地建物取引業免許 大阪府知事(5)第50738号

☎ 072-816-0021

秘密
厳守

無料
相談

無料
査定



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

発行 大東市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2026年2月